

「強度行動障害支援部会」の設置について

1. 上記部会の設置趣旨

- (1) 令和元年10月1日より強度行動障害地域生活支援事業（以下、新事業という。）を開始する予定。（事業内容については、資料8-2参照）
- (2) 新事業を実施するにあつて、各市町より集中支援を希望する方を募集した後に、集中支援を行う優先順位を付ける必要があるが、それを行う集中支援実施協議会（以下、協議会という。）を兵庫県障害者自立支援連絡協議会の部会として位置付け、公平性を担保する。
- (3) 相談支援部会や就労支援部会と同じように、年に1度当会議にて新事業の実績と検証結果を報告し、自立支援連絡協議会として意見をいただく。

2. 審議会及び自立支援連絡協議会の形及び設置要綱（案）

- 全体図…別添資料8-3のとおり
- 自立支援連絡協議会設置要綱（案）…別添資料8-4のとおり
- 強度行動障害地域生活支援事業実施要綱（案）…別添資料8-5のとおり
- 強度行動障害地域生活支援事業実施要領（案）…別添資料8-6のとおり

3. 強度行動障害支援部会（協議会）の委員案

番号	氏名	役職名	分類
1	井澤 信三	兵庫教育大学大学院学校教育研究科教授	学識
2	平井 福雄	播磨大塩病院（あかりの家嘱託医）	医師
3	木下 直俊	兵庫県立ひょうごこころの医療センター医療安全部長	医師
4	松端 信茂	兵庫県知的障害者施設協会会長	福祉(施設)
5	井上三枝子	兵庫県手をつなぐ育成会理事長	福祉(家族)
6	濱 亜紀子	ぱっそ・あ・ぱっそ所長	福祉(相談)
7	藤田 行敏	阪神北圏域コーディネーター	福祉(相談)
8	奥谷由貴子	神戸市保健福祉局障害福祉部障害者支援課長	行政
9	崎濱 昭彦	兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課長	行政

4. 周知ビラ（案）

- 別添資料8-7のとおり

① 強度行動障害がある方の現状

- (1) 激しい行動障害がある方に対する養護者による虐待が過去より発生しているが、それらのことは、強度行動障害がある方（以後、便宜上省略して強度行動障害者という）に対する家族支援のみでは障害の強度化や家族の高齢化などにより限界があることを示している。
- (2) 一方で、それらの者が障害福祉サービスを利用しようとする場合、支援員の手が取られることを理由に利用を拒否されたり、利用したとしても支援に慣れていない職員が不適切な支援を行い、行動障害をより強度化してしまうケースもある。

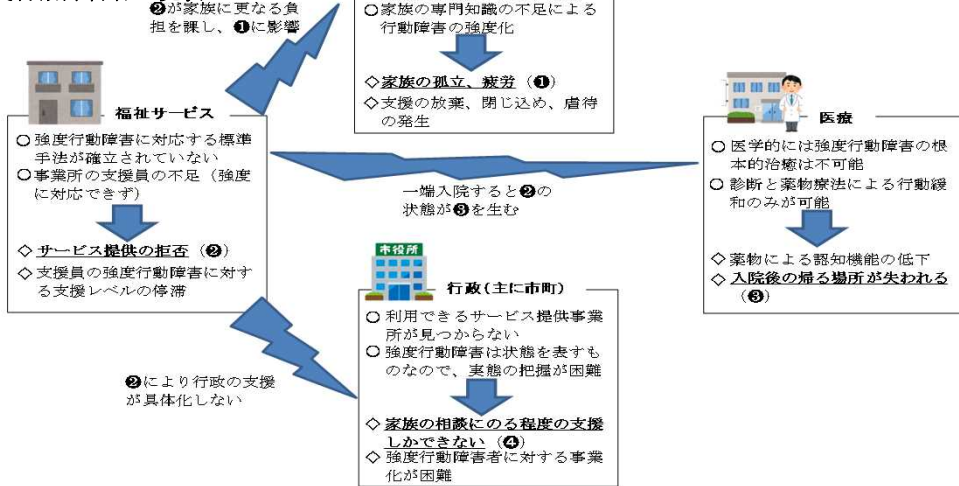
<強度行動障害の要因等> <強度行動障害者の推計数（県内）>



区分	推計（人）	試算方法
在宅	80	特別支援学校にアンケート調査を行い、療育手帳所持者のうち強度行動障害者の割合を算出し、合計数を算出。施設入所者数はH30.11現在の実数。
施設入所者	406	
合計	486	

「分からない」の積み重ね
「伝わらない」の積み重ね
障害特性×環境要因→強度行動障害

<強度行動障害者の現状>



<強度行動障害者（在宅・施設入所者別）の現状>

区分	施策等	現状	解決策
総論	強度行動障害者に対する支援員の養成を平成26年度より行っているが、行動障害の強度化を防ぐことに主眼を置いている。（③までの実績：基礎研修：約970名、実践研修：約520名）	障害福祉サービス全体の問題として、慢性的な支援員不足により、 多くの支援員が必要とされる新たな強度行動障害者の受入を拒む傾向がある。	行動障害の低減化を行うことにより、常時複数の支援員による支援が必要なくなり、様々な障害福祉サービスの利用が可能となる。
在宅	障害福祉サービスの利用が難しいことや対象障害者の少なさの観点から、基礎的の自治体による実質的支援は困難。	24時間365日家族による支援が必要 となっており、共倒れや虐待等に結びつく可能性が高い。	上記低減化を 優先的に実施すること で、 地域生活を継続 させ、ひいては入所希望者や入所給付費を減少させる。
施設入所者	行動障害の低減化は図られていないが、支援員が3交代制で24時間支援している。	常時入所希望者が待機 している状況であるとともに、入所できたとしても人員配置基準の人員であれば必要最低限度の支援（食事や排泄など）に留まっている。	養成研修を受講した施設職員がいる状況であるとともに、入所できたとしても人員配置基準の人員であれば必要最低限度の支援（食事や排泄など）に留まっている。

(3) 行動障害の具体的な低減方法は以下のとおりとなる。

- ①**嫌悪感・不信感の払拭**←(狙い) 対人環境の再整備
 - ・障害者の表現したいことや嫌なことへの理解
 - ・自分の気持ちの表現方法を教示
- ②**わかりやすい環境の整備**←優れた視覚的理解力を活用
 - ・理解できる予見環境（図示、簡易化）の整備
- ③**規律ある生活の構築**←安定的な日常パターンの形成
 - ・簡易就労などによる社会性の習得
 - ・不安定な身体的、精神的状況からの解放
- ④**キーパーソンを中心とした支援**←支援の中心の明確化
 - ・受け止めてくれる支援員を核とした継続支援

『集中支援』

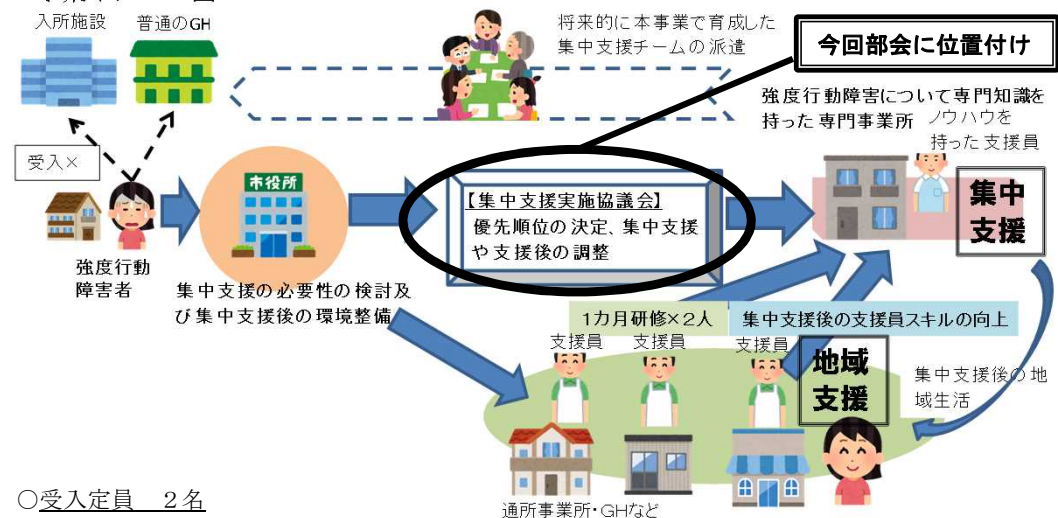
- ・約3～6ヶ月の間、**24時間マンツーマン体制**で左記の支援を実施
- ・様々な強度行動障害者や自閉症者を支援してきた**ベテラン支援員が統一された方向性**の下**チーム支援**を指揮

② 本事業の概要

○本事業は、家族との共倒れや被虐待の可能性が高い**在宅の強度行動障害者に集中支援**を行うことで行動障害の低減化を図り、その後の**地域生活を安心して送られるよう以下の事業を実施**する。

対応策	区分	内容	狙い
対応策	集中支援	強度行動障害者の 行動障害の程度を低減する支援 を、約3ヶ月～6ヶ月の間専門知識を持った事業所で行う。	サービス提供拒否を解消し、ひいては家族の疲弊、孤立も軽減する。
	地域生活支援	上記の支援を行う際に、強度行動障害者が 地域に帰った時に利用する事業所の支援員も集中支援に加わり 、障害特性を見極めるとともに、対応スキルの向上を目指す。	サービス提供拒否を解消し、安定した地域生活を実現する。
	市町による連携調整	強度行動障害者を地域社会で長く支えていく体制を構築するために、市町が中心となり、集中支援後のサービス提供事務所を確保し、各分野の資源を調整しフォローしていく。	障害福祉の実施主体者として、支援体制の確保と集中支援等の応分負担を担う。

<事業イメージ図>



○受入定員 2名

○委託法人 社会福祉法人 あかりの家（高砂市）（受入開始想定時期：2019年11～12月頃）

○所要額 30,797千円【負担割合 国（地域生活支援事業）：県：市町＝2：1：1】

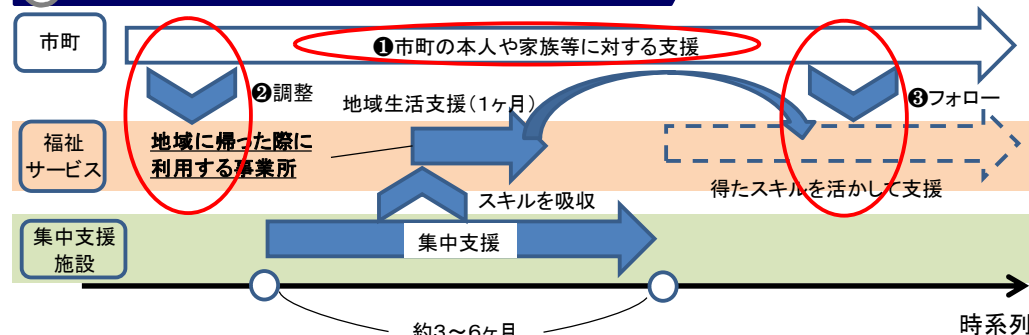
強度行動障害地域生活支援事業について

3 事業の詳細

(1) 事業の具体的な内容は以下のとおり。

区分	内容	目的
(1) 集中支援	行動障害の程度を低減する支援を実施 ・実施手法 集中支援専門事業所へ委託 ・受入定員 2名(年間6名:3クール×2名) ・実施内容 ①受入施設の初度整備 ②受入者決定の協議会運営 ③受入施設での集中支援 ・支援期間 3ヵ月～6ヵ月程度 [所要額] 27,275千円 ①初度整備費(壁面クッション等) ②コーディネーター人件費、消耗品費等 ③人件費(支援員7人+看護師2人)	・サービス提供拒否の解消 ・家族の疲弊・孤立の軽減
(2) 地域支援	地域移行した強度行動障害者を支援する通所事業所職員を集中支援に加え、支援レベルを向上 ・対象 通所事業所職員2名(年間12名) ・実施内容 集中支援施設での短期研修 ・実施期間 1ヵ月程度 [所要額] 3,522千円 ①集中支援(研修受入)施設所要経費 研修実施手数料、被服費、住宅費等諸雑費 ②受講事業所所要経費 代替職員人件費	・サービス提供拒否の解消 ・安定した地域生活の実現
(3) 市町による連携調整	地域社会で支えていく体制を構築するため、市町が中心となり、集中支援後の通所事業所の確保等を調整	・支援体制の確保 ・支援の応分負担

4 本事業における市町の役割(お願いしたいこと)



- 本来の市町の役割(一般相談、福祉サービスの調整等)→本事業固有の業務として、以下のものがある。
(ア)本事業対象者の選別(優先順位付)、推薦(イ)対象者家族への事業趣旨説明、理解促進
- 集中支援後に利用する地元事業所(GH、通所事業所等)への調整
(ウ)推薦前の調整→受入の可否、地域生活支援(1ヶ月研修)へのベテラン職員参加の可否
(エ)集中支援決定後の調整→集中支援後の地域生活にかかる環境整備(集中支援コーディネーターと共に)
- 集中支援後の地元事業所等へのフォロー
(オ)困難時の助言(カ)事業所と家族間の意思疎通支援等

※上記の調整等ができない方は利用することができませんのでご注意ください。

5 本事業にかかる負担試算(参考)

< I 強度行動障害地域支援事業を利用したケース >

- 当事業において1人を集中支援及び地域支援を行う際に必要な経費を算出
- 集中支援は3ヶ月で終了し、地域支援は2人分必要とする

区分	金額等
支援員人件費/月	1,435,417
コーディネーター人件費/月	83,333
消耗品費、会議費、支援雑費等	83,333
地域支援受講事業所人件費(2人分・1ヶ月)	452,000
地域支援手数料等諸費(2人分・1ヶ月)	135,000
必要総経費①	5,226,583
市町負担分(①*1/4)	1,306,646

本単価は、予定額で確定ではありません。
 $= (a+b) * 3ヶ月 + c + d + e$

- ※ 初度経費にかかる経費については、国及び県のみで負担。
- ※ 人件費算出単価: 29年障害福祉サービス等経営実態調査(施設入所支援の生活支援員及び看護職員)

< II 重度訪問介護を利用したケース >

- 上記サービスを月20日を6ヶ月間、毎日12時間の利用
- 2人の重度訪問介護従業者を活用

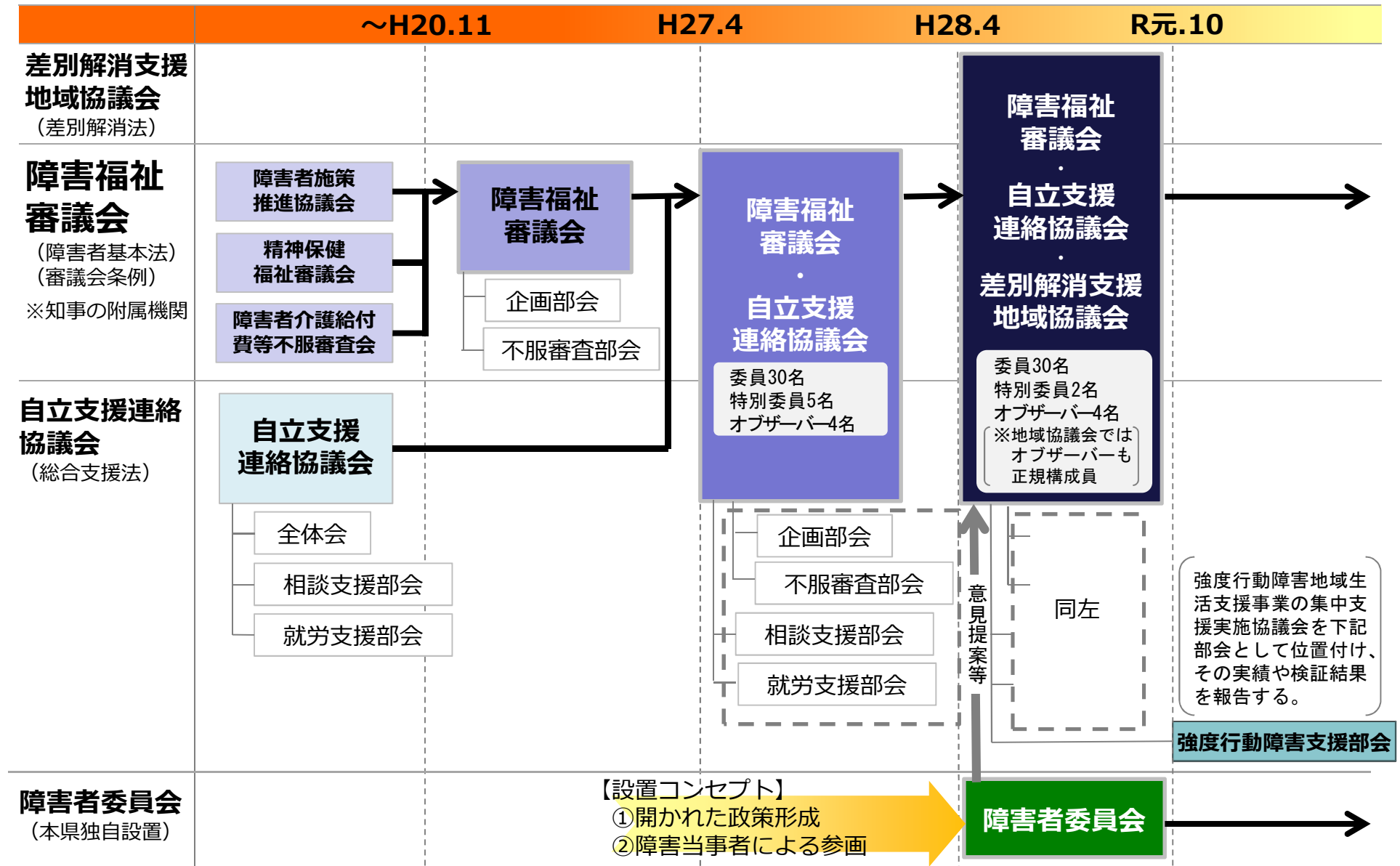
区分	単位等
基本報酬単位/日	2170
重度障害者加算	+15%
二人介護従事者	×200%
利用日数	120日
サービス等給付費②	5,989,200
市町負担分(②*1/4)	1,497,300

$= f * 10 * g * h * i$

< III 結論 >

- 集中支援を3ヶ月行う費用は、重度訪問介護を6ヶ月以上続けることに比べて安価であり、以後の障害福祉サービス利用も強度行動障害加算等が不要になることから、長期的に見るとかなり負担が少なくなる。

障害福祉審議会等の構成



令和元年度兵庫県障害者自立支援連絡協議会設置要綱（案）

（設置）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）第89条の3第1項に基づき、兵庫県における障害者等への支援の体制の整備に関する協議を行い、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指すため、兵庫県障害者自立支援連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ひょうご障害者福祉計画の具体化に向けた協議に関する事
- (2) 市町の相談支援体制の状況把握及び評価並びに整備方策に関する事
- (3) 障害者の就労・定着支援に関する事
- (4) 広域的、専門的な支援を必要とする相談支援体制の構築に関する事
- (5) 相談支援従事者・サービス管理責任者等の人材育成等に関する事
- (6) 障害者の差別解消・権利擁護に関する事
- (7) その他協議会が必要と認める事項

（組織）

第3条 協議会の委員は、兵庫県障害福祉審議会（以下、「審議会」という。）条例第4条に基づき兵庫県障害福祉審議会委員として知事から任命、又は委嘱された者をもって充てる。

- 2 協議会の会長は、審議会の会長が務める。
- 3 組織及び運営にかかる事項は同条例によるものとする。

（部会）

第4条 協議会に、個別課題を協議するため次の部会を置く。

- (1) 相談支援部会
 - (2) 就労支援部会
 - (3) 強度行動障害支援部会
- 2 前項第2号に規定する就労支援部会については、「兵庫県障害者雇用・就業支援ネットワーク設置要綱」に基づき設置する兵庫県障害者雇用・就業支援ネットワークをもって充てることとし、その組織及び運営に関する事項は、同要綱によるものとする。
- 3 前項第3号に規定する強度行動障害支援部会については、「兵庫県強度行動障害地域生活支援事業実施要綱」に基づき設置する集中支援実施協議会をもって充てることとし、その組織及び運営に関する事項は、同実施要領によるものとする。

(相談支援部会の組織)

第5条 相談支援部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、協議会委員のうちから、協議会会長が指名する。
- 3 部会長は、相談支援部会委員（以下、「委員」という。）を任命することができる。委員の任期については1年とする。
- 4 部会長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 部会長が必要と認めたときは、部会にプロジェクトチームを設置することができる。その組織及び運営に関する事項は別に定める。

(相談支援部会の謝金)

第6条 部会長及び委員に対する謝金は支給しない。

(相談支援部会の旅費)

- 第7条 部会長及び委員が協議会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、別に定めるところにより旅費を支給する。
- 2 第5条第4項の規定に基づき、委員以外の者が会議に出席したときは、委員以外の者に対して、旅費を支給する。

(庶務)

- 第8条 協議会及び相談支援部会の庶務は、健康福祉部障害福祉局障害福祉課において処理する。
- 2 就労支援部会の庶務は、健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(一部改正)

- 2 この要綱は、令和元年10月1日から一部改正する。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

兵庫県強度行動障害地域生活支援事業実施要綱（案）

第1 目的

緊急に支援の必要が認められる強度行動障害を有する者を、短期から中期間集中支援し、再度地域生活を送ることができる仕組みを構築するとともに、地域での受け皿ともなる事業所の支援員スキルを向上させ、ひいてはこれら障害者の安定した地域生活を実現させることを目的とする。

第2 実施主体

実施主体は、兵庫県（以下「県」という。）とする。

第3 集中支援実施機関の知的障害者更生施設等への附置

本事業の集中支援を行う者（以下「集中支援機関」という。）は、強度行動障害を有する者に対する効果的な支援が行われるよう、強度行動障害を有する者に対する支援や相談に精通する者であり、かつ24時間継続した集中支援の実施が可能な知的障害者更生施設等に附置するものとする。

第4 集中支援の対象者

第5の1で定める集中支援の対象者は、原則、在宅の障害者のうち、障害福祉サービスを受ける際に行う障害支援区分の調査に併せて把握する「行動関連項目」を用いて判定した際に10点以上となる18歳以上の障害者とする。

但し、上記以外の者のうち、集中支援を行えばその行動障害が低減することができると第5の1(3)で定める集中支援実施協議会で判断された者も対象者とする。

第5 事業の内容

1 集中支援機関においては、次に定める事業を実施する。

(1) 強度行動障害がある障害者への集中支援

ア 行動障害の低減化にかかる経験が豊富な支援員を中心としたチーム支援を24時間マンツーマン支援体制で実施する。

イ 集中支援の期間は原則3ヶ月から6ヶ月の間とし、6ヶ月を超える場合は在住市町の長及び第5の1(3)で定める集中支援実施協議会の同意を得るものとするが、支援期間は最長1年を越えないものとする。

ウ 集中支援を受ける者は、原則1回のみ集中支援を受けることができるものとする。

(2) 強度行動障害がある障害者への地域支援

ア 集中支援を受ける障害者が地域に戻った際に利用する事業所等の支援員が、集中支援機関が行う集中支援に参加し、対象者の障害特性やそれへの対応等を学ぶ機会を設ける。

イ 地域支援の期間は原則1ヶ月とする。

ウ 集中支援機関は、本事業終了後においても、地域支援参加事業所より集中支援を行った障害者に対する支援について相談があった場合には、真摯に対応するものとする。

(3) 集中支援実施協議会の運営

ア 集中支援実施協議会は集中支援及び地域支援を実施するにあたり、支援対象者の優先順位の決定や支援の例外的対象者の認定など対象者の選別、支援期間の決定、対象者在住市町との連携調整、集中支援の検証などを行うものとする。

イ 集中支援実施協議会に集中支援コーディネーターを配置し、事業にかかる事務や支援対象者の在住市町との実務調整、地域支援参加事業所との連携等を担うものとする。

2 各事業の詳細な実施方法等については、別途兵庫県強度行動障害地域生活支援事業実施要領により定める。

第6 職員の配置等

1 職員の配置

この事業を行うにあたっては、24時間のマンツーマン支援体制が可能となる支援員を配置するものとする。

なお、事業を担当する職員は、本事業の集中支援を行っている間、知的障害者更生施設の入所児（者）に対する直接処遇の業務は行わないものとする。

(1) 集中支援を担当する職員

行動障害の低減について組織的な取組を立案、実施できる中心的支援員の指揮の下、それらの指示を着実に実施できる者。

(2) 集中支援コーディネーターを担当する職員

行動障害の低減について、相当の経験及び知識を有し、県内各市町や他事業所、集中支援対象者の家族と適切な連携が取ることができる者。

(3) 地域支援に参加する職員

集中支援機関の支援員と連携でき、行動障害の低減について理解できる経験や知識を有する者。

2 職員の責務

(1) 上記1の職員は、その職務を遂行するに当たっては、強度行動障害がある障害者及びその家族のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た障害者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

(2) 集中支援機関及び地域支援参加事業所は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た強度行動障害がある障害者及びその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(3) 集中支援機関の職員は、その機関の果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会及び同業種との交流等あらゆる機会を捉え、集中支援等の知識・技術等に関し、自己研鑽に努めるものとする。

第7 集中支援機関の設備

集中支援機関には、次の設備を設けるものとする。

ただし、集中支援機関を附置した知的障害者更生施設の入所児（者）への支援や、施設の運営上支障がない場合には、附置した施設と設備の全部又は一部を共用することは差し支えないものとする。

なお、集中支援室等については、利用者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮するものとする。

- (1) 集中支援室等
- (2) 事務室
- (3) 便所
- (4) 地域支援参加職員のための居住スペース（但し、通勤する場合などは除く）
- (5) その他必要な設備

第8 事業の周知

県、集中支援機関及び各市町は、県内の障害者及びその家族が本事業を利用しやすくするため、事業の目的や利用方法等について、積極的に広報活動を行うものとする。

第9 県及び市町、地域支援参加事業所等との連携

- 1 集中支援機関は、本事業の円滑な実施が図られるよう、事業主体である県及び障害者の在住市町、地域支援参加事業所と密接な連携を図ること。
- 2 集中支援機関は、本事業が開始される前や終了した後も、本事業の実施にあたって必要とされる支援や相談等を行うとともに、支援を受けた障害者の地域生活を安定的なものとするために障害者の利用する相談支援事業所や家族等とも連携を図ること。
- 3 県及び市町は、集中支援機関をはじめ集中支援実施協議会との連絡体制の確保に努め、必要に応じて相互に助言や協力を行うものとする。

第10 苦情解決等

- 1 集中支援機関は、実施した支援等に関する障害者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 集中支援機関は、実施した支援等に関し、県が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は県の職員からの質問若しくは照会に応じ、並びに障害者及びその家族からの苦情に関して県が行う調査に協力するとともに、県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 集中支援等の実施に当たっては、本人や家族にその内容を十分に説明し同意を得るなど、その権利擁護に配慮すること。特に、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律で定める障害者虐待と思料される行為を発見、報告があった際には、迅速に事業実施者である兵庫県に報告する。

第 11 実施施設の指定

集中支援機関は、県が障害児（者）施設を指定して運営するものとする。

第 12 費用の支弁

集中支援機関の行う事業に要する費用は、県が支弁するものとする。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

兵庫県強度行動障害地域生活支援事業実施要領（案）

（位置付け）

第 1 条 本要領は、兵庫県強度行動障害地域生活支援事業を実施するにあたり制定された兵庫県強度行動障害地域生活支援事業実施要綱第 5 の 2 のとおり、事業の詳細な実施方法等について定める。

（略称）

第 2 条 本実施要領中の実施主体等については以下のとおり略する。

- (1) 兵庫県については、「県」とする。
- (2) 集中支援を実施する施設については、「集中支援機関」とする。
- (3) 集中支援を受ける障害者については、「対象者」とする。
- (4) 対象者の在住している市町については、「在住市町」とする。
- (5) 地域支援に参加する事業所等については、「地域支援参加事業所等」とする。

（集中支援）

第 3 条 集中支援については以下のとおり実施する。

- (1) 集中支援の定員は 2 名とする。
- (2) 集中支援は、原則として、集中支援機関において実施するが、行動障害の低減化をある程度を行った後に、対象者が地域で再び生活する形態で暮らすことを試みる期間を設けた場合は、対象者の自宅や利用予定のグループホーム、生活介護などの通所事業所などに集中支援職員や地域支援職員を派遣し、支援を行うことも集中支援の一部とする。但し、障害福祉サービスを利用した場合においても、障害福祉サービスの利用として扱うのではなく、本事業の一環として扱うものとする。
- (3) 対象者が集中支援期間中に必要とする日用品費や光熱水費等については、対象者が負担することとし、その額等については対象者と集中支援機関との間で個別に定める。
- (4) 対象者に対する意向確認や事業趣旨説明、集中支援開始通知等については、在住市町が行う。
- (5) 集中支援に係る事務等の申請及びそれらの処理等については、別添事務フロー図及び本要領様式による。

（地域支援）

第 4 条 地域支援については以下のとおり実施する。

- (1) 地域支援の参加する職員は、集中支援の対象者につき 2 名以内とする。
- (2) 地域支援参加職員については、ある程度の経験や技能、知識を持った職員とし、集中支援機関が実施する集中支援方針や支援方法について理解、協力するものとする。
- (3) 地域支援参加事業所等に対する事前調整や地域支援参加依頼等については、在住市町が行う。

- (4) 集中支援機関と地域支援参加事業所等は、互いに連携して対象者に対する集中支援及び地域支援を行うものとし、集中支援を終えた後も対象者の安定した地域生活の実現のため協力するものとする。
- (5) 地域支援に係る事務等の申請及びそれらの処理等については、別添事務フロー図及び本要領様式による。

(集中支援実施協議会)

第5条 集中支援実施協議会については以下のとおり運営する。

- (1) 集中支援実施協議会の委員は下記の中から選び、その定数は10名以内とする。
 - ア) 医師
 - イ) 学識経験者
 - ウ) 県域福祉団体職員
 - エ) 県内市町職員
 - オ) 県内障害福祉事業所職員
 - カ) 兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課長（充て職）
 - キ) その他兵庫県が必要と認める者
- (2) 集中支援実施協議会は上記構成員の中から互選で協議会長を選び、協議会長が会の招集や対象者の決定等協議事項を総理する。但し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する
- (3) 会長が必要と認めたときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- (4) 委員は事故、その他やむを得ない理由により協議会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- (5) 集中支援実施協議会の事務局は、集中支援機関が設置する集中支援コーディネーターが中心として運営し、協議会の開催及び資料の作成、その他の実質的業務を県や集中支援機関と連携しながら行う。但し、本事業対象者の市町への照会や通知等の発出、協議会の日程調整等事務的な業務は県が行う。

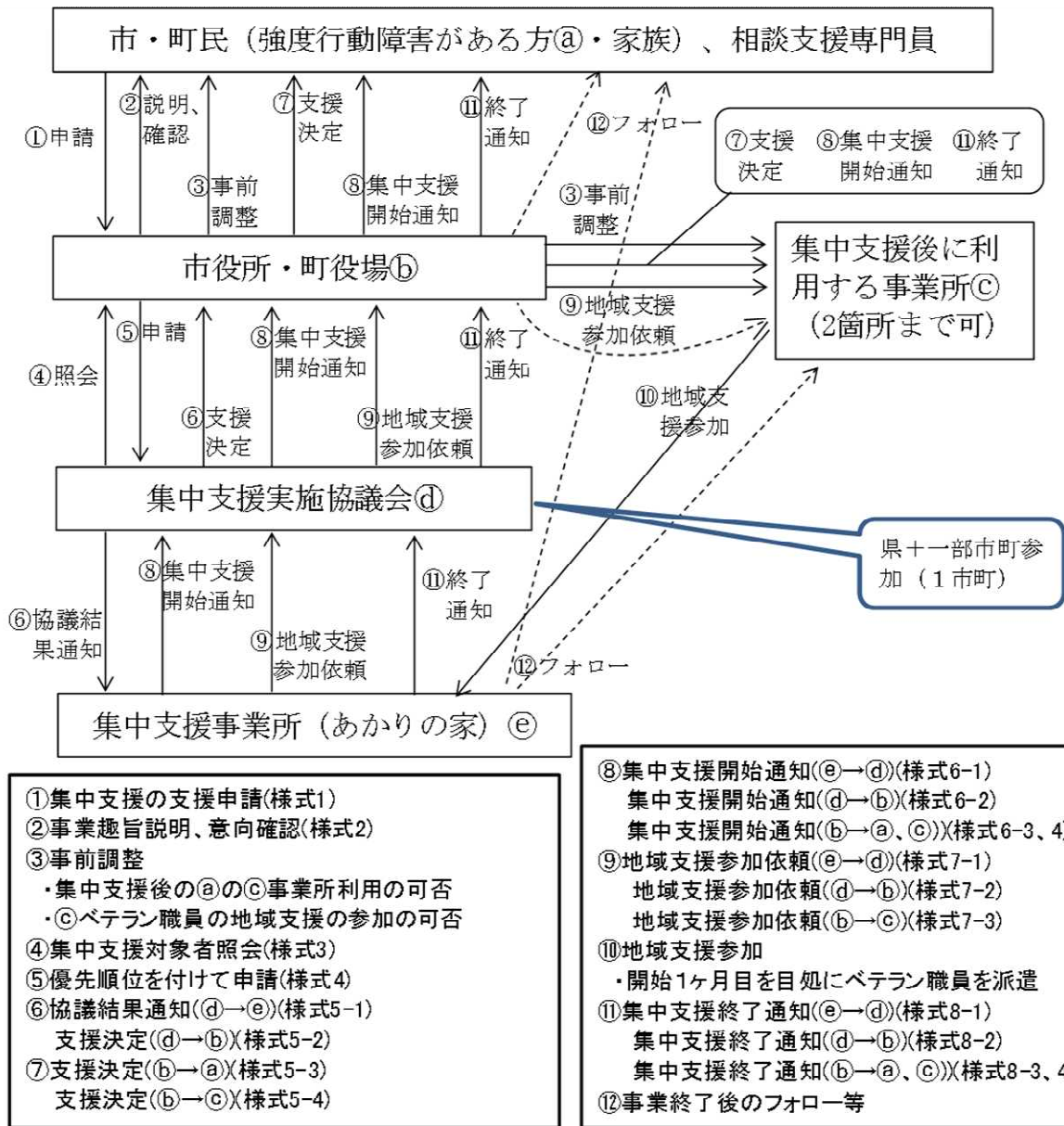
(その他)

第6条 強度行動障害地域生活支援事業委託契約書及び兵庫県強度行動障害地域生活支援事業実施要綱、本要領に定めない事項については、県及び本事業関係機関が協議の上決定する。

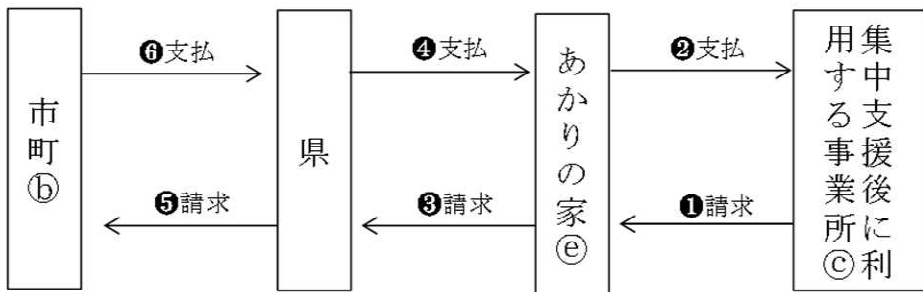
附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。


<別添事務フロー図>



上記事業債権債務関係整理図



- ①地域支援分請求(様式8-4別添請求書)
 - ③全事業分請求(委託契約書様式2号)
 - ⑤県納付書+請求明細書(協定書等)
 - ⑥支払
- ※地域生活支援事業補助金は使わないことに留意



行動障害に対する新たな支援を始めます。

集中支援

行動障害がある在宅の障害者を、専門知識を備えた支援施設で24時間、マンツーマン体制で支援します。支援期間は大体3～6ヶ月程度で、集中支援後に障害福祉サービスの利用ができることを目指します。

地域支援

集中支援を受けた障害者の方が、地元やグループホームで安定した生活が送れるよう、地元の事業者やグループホームなどの職員が集中支援に加わり、障害者の特性や支援方法を学ぶことを目的とします。

強度行動障害地域生活支援事業について

本事業は、兵庫県と県内市町が国の補助金を活用して、上記の支援を行う事業です。激しい行動障害がある方を支援した経験がある専門施設が、本人に合ったサポート体制の構築や対人環境の整備などの支援を、チームで行います。

- 経費：無料（但し、支援期間中の通常生活にかかる経費は必要）
- 対象者：原則18歳以上で「行動関連項目」判定基準で10点以上の方



問い合わせ先：〇〇市〇〇課 担当係：（平日9時～17時）

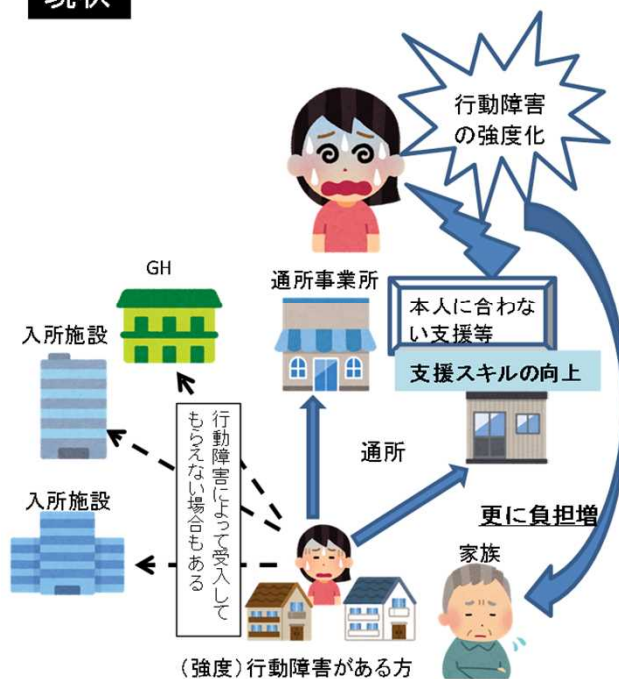
電話

078-362-3356

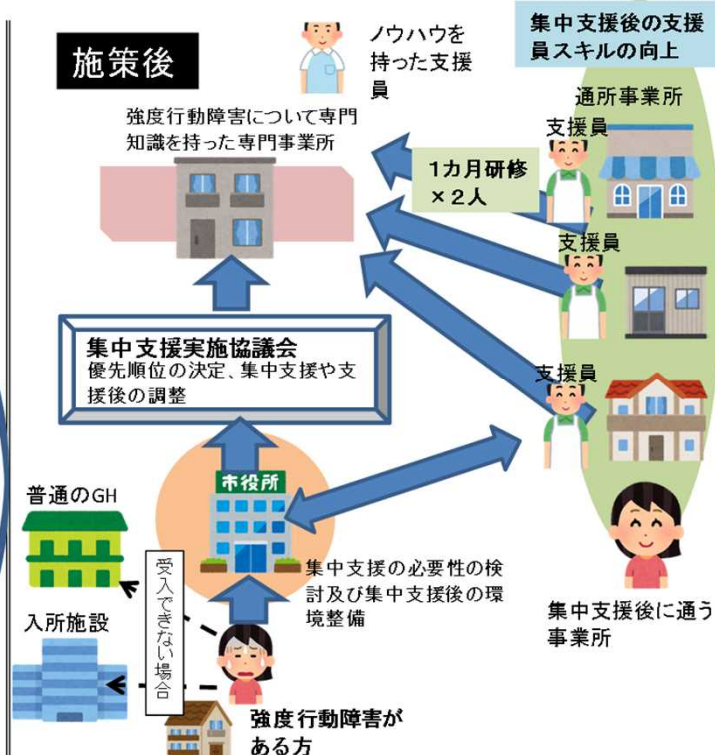
各市町で加工する部分

事業の大まかな流れ

現状



施策後



集中支援ってどんなことをするの？

①アセスメント期間（概ね1ヶ月）

まず、集中支援を行っていくうえでの対象者の評価（アセスメント）を行います。

受入施設にはこの事業のための個別の建物（別棟）があるわけではありませんので、他の入所利用者との集団生活を通して、規則正しい生活になじむことや、ルールの下で暮らすための基本的な支援を行います。

②集中支援前期（概ね1～2ヶ月）

次に、対象者の評価内容に基づき、集中支援前期の支援計画（行動障害軽減のための計画）を立て、個別支援（療育）を行います。

生活習慣の確立（食事・睡眠・日中活動など）と、**自己コントロール力の向上**（支援者の指示を聞く・こだわり行動を減らす・筋緊張を解くなど）を目標に支援します。

③集中支援後期（概ね1～3ヶ月）

引き続き前期で目標としたことを維持・継続するとともに、後期の支援計画を立て、集中支援後に障害福祉サービスの利用ができることを目指し、支援します。

構造化された施設生活や作業・課題学習などを通して、**自己表現力の向上を目指す**とともに、**先回りの支援を通して成功体験を積み重ねる**ことを目標に支援します。

守っていただきたいこと

- 必ずお住まいの市町を通して申請してください。
- あかりの家の支援方針（上記の支援内容）を理解いただいたうえで申請してください。
- 集中支援期間中の通常生活にかかる経費は必要です。
- 集中支援後もお住まいの市町や地元の事業所、あかりの家と協力してください。

